

東京交通新聞 2008年5月26日(月)

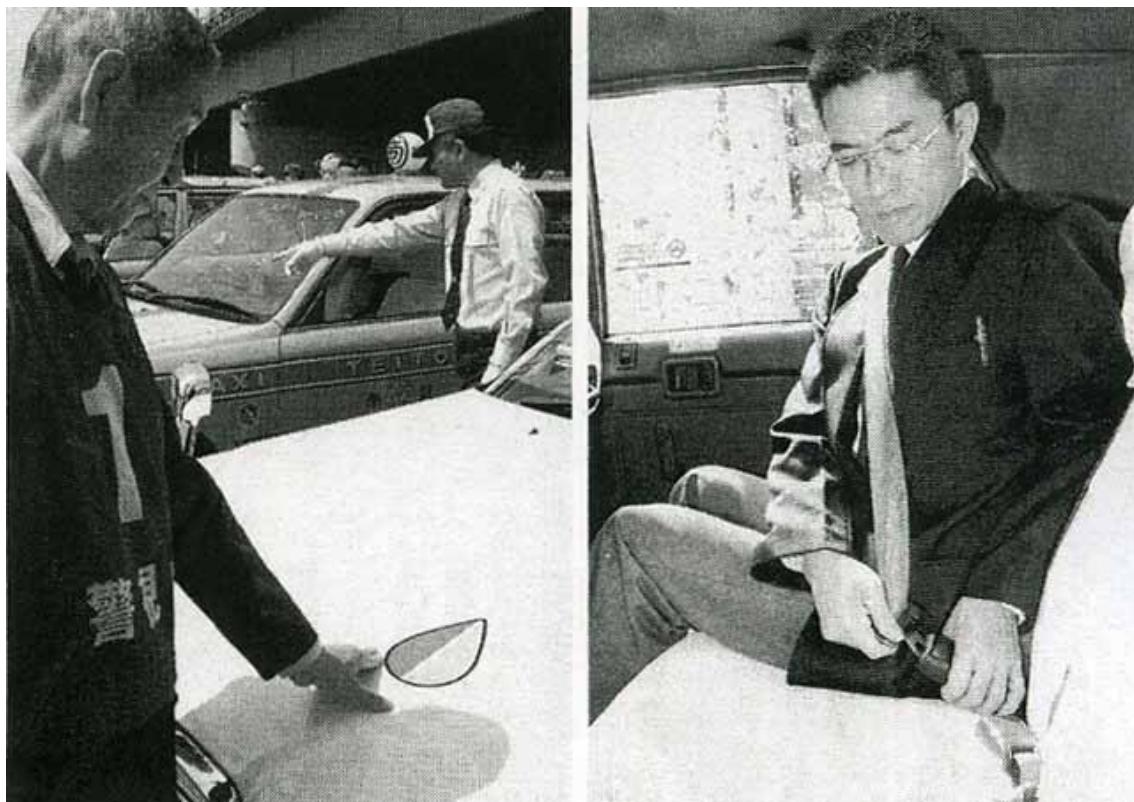
＜後席ベルト 高齢者マーク＞

6月から義務化

高齢運転者標識(もみじマーク)表示と後席シートベルトの着用義務付けなどを柱とする改正道路交通法が6月1日、施行される。高齢マークの行政処分の基礎点数は1点、反則金は4,000円。警察庁は20日、75歳以上の運転者の大半が表示していない実態に鑑み、違反取り締まりは1年間は指導にとどめるよう都道府県警に通達した。その後の取り締まりは、経過後の表示率をみて判断する。

高齢マークは車両の前と後ろの見やすい位置に表示する。加齢による身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれから、1997年に70歳以上の運転者に表示の努力義務を課した。近年、交通死者数が減少する一方、75歳以上の高齢運転者の事故が急増する情勢を踏まえ義務化した。

後席シートベルト着用義務化では、高速道の違反を取り締まるが、バス・タクシーは不特定客を乗車させる特性を考慮、運転者の責任については「個別具体に判断しなければならないことに留意する」としている。バス・タク業界に対し、お客様に着用を促す声かけ(自動音声装置なども可)やステッカー表示をするなど「相当な努力」をした場合考慮するとの運用を行う。



6月からの改正道交法施行で、後席の乗客にもシートベルト着用の声かけが必要に
(写真右) 高齢者マークは車両前後の見やすい位置に張る(同左)